

## 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス（監視体制）・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)市民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民生活及び経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

### 1 サーベイランス（監視体制）・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、海外での新型インフルエンザ等の発生迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析が行われる。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替えられる。

これらのことから、市は、国及び都が実施する様々なサーベイランスに関する情報を収集するとともに、協力の要請があった場合には、適宜協力する。

### 2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国及び都の情報を市民に正確に伝えることが重要である。

#### (1) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じ

た情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

## (2) 市民

### ア 平常時の普及啓発

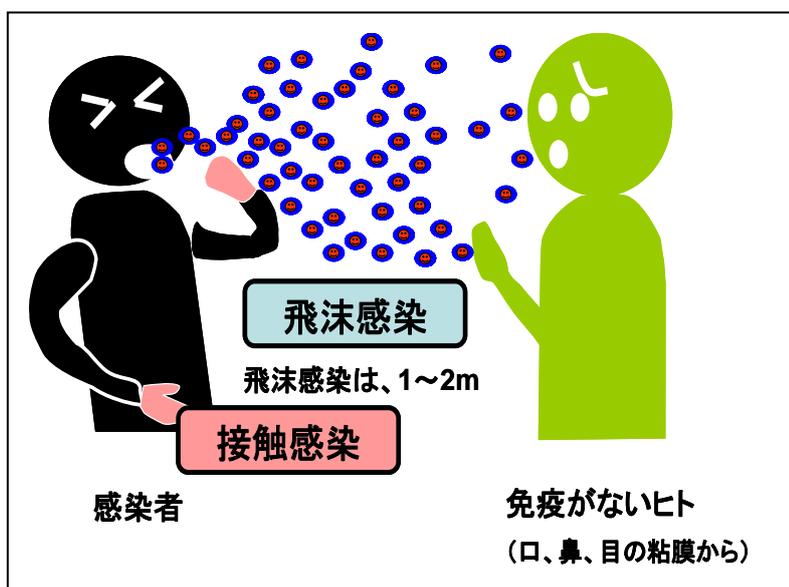
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、市や都からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

### <感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



#### (＊１) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

#### (＊２) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

### イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、ホームページ等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、政府が特措法第 32 条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行ったときや発生段階に応じて必要と認めた

場合には、市対策本部を設置するとともに、予防策の徹底などを呼び掛ける。

また、市対策本部設置後は、新型インフルエンザ等の発生状況や対策に係る情報を一元的に管理する。

高齢者や障害者及び市に在住又は滞在する外国人に対しては、関係機関、関係団体などの協力を得て、情報提供する。

ウ 患者等の個人情報

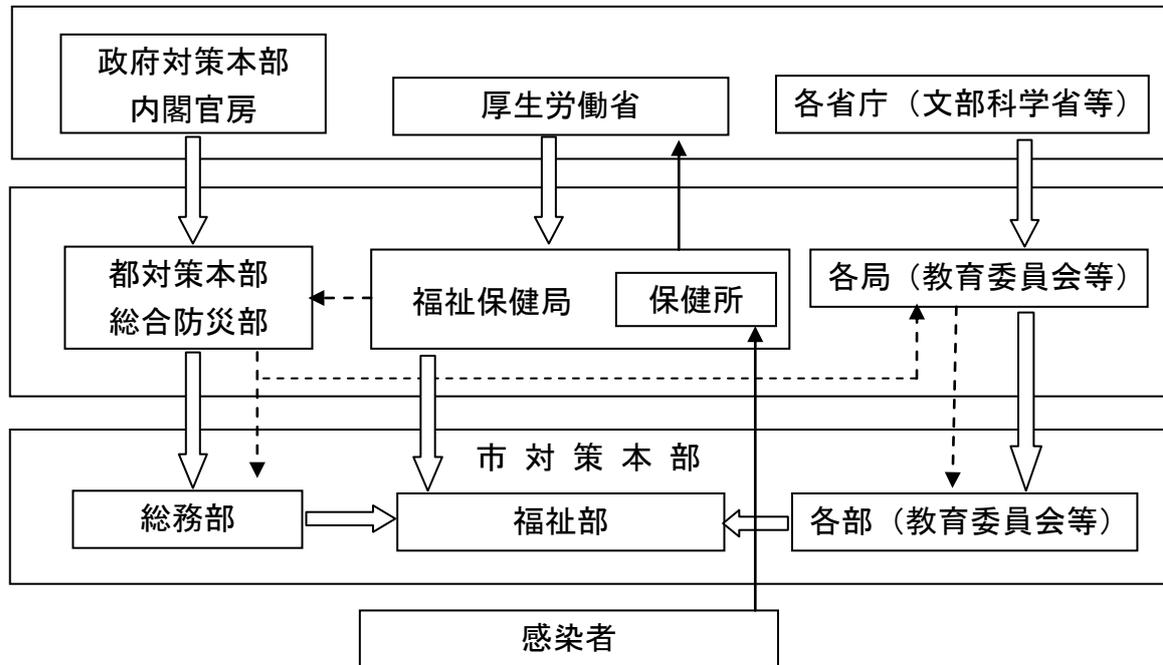
個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を引き起こさないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の公表範囲を基本とし、公表する情報内容のレベルが都内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

○新型インフルエンザ等に関する国から市への情報及び感染者に関する情報の流れ



- ⇒ 国からの情報の流れ
- 感染者の情報の流れ
- - - - - ⇒ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

(3) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会（以下「感染症ブロック協議会」という。）等を活用して情報の共有化を図るとともに、東大和市医師会（以下「市医師会」という。）等との緊急時情報連絡体制を構築する。

(4) 事業者等関係団体

平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報を提供するなど、対策の推進を支援し、発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応及び周知を依頼する。

### 3 市民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、都と連動し、市においても一般的な問い合わせに対応し、適切に情報提供を行い、必要に応じ都が設置する新型インフルエンザ相談センター等を案内する。国内発生早期又は都内発生早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等が作成する質疑応答集等を活用し、市においても、一般的な問い合わせに対応する。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校休業等の検討をはじめ、市民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛ける。また、緊急事態が宣言された場合に、都知事による施設の使用制限等の要請、指示が行われたときには、必要に応じて、周知や問合せ対応等、適宜協力する。

市の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、行事や講習会等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、行事の開催や施設の利用等が変更になったものについては、市公式ホームページに情報を掲載するなど、利用者への周知を図るとともに、所管部署において、適切に対応する。

さらに、各部に寄せられた市民からの相談や情報を、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

## 4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

市内で発生した場合には、早い段階で市内の集客施設及び市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、関係団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請、指示するため、都がこれらの対策を行った場合には適宜協力する。

### ○都からの感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼びかけ
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④事業者へ感染拡大防止策への協力を依頼

### ○都の緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）

- ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

### (1) 個人対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促すとともに、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

また、患者発生時には、保健所において、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等（※）で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察及び感染を広げないための保健指導等が行われる。

#### ※感染症指定医療機関

感染症法に指定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関（都内10医療機関（平成25年8月現在））

## (2) 学校における対応

### ア 市立小中学校

発生時には、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告するとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し市内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立小中学校の閉鎖について検討する。

### イ 私立学校

学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

## (3) 施設の使用及び催物の開催制限等

### ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、市民や事業者に対し、発生時に実施し得る感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供する。国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、市民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛ける。緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都において、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて、都と連携して周知に努める。

## イ 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、市は自ら率先して、休止する行事や利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口での感染拡大を防止し、来庁者や職員への感染リスクの低下を図るため、来庁者の動線を整理するなどの工夫をする。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

## 5 予防接種

### (1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施等に携わる国家公務員、地方公務員で、次のいずれかの区分に該当する者

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施等に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施等に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

○市が実施主体となる特定接種の対象となり得る市職員等

特定接種の対象となり得る職務	職 種	区 分
市対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市対策本部員	区分 1
市対策本部の事務	市対策本部事務	区分 1
住民への予防接種	市保健師、市保健センター職員	区分 1
新型インフルエンザ等対策に必要な市の予算の議決、議会への報告	市議会議員	区分 1
市議会の運営	市議会関係職員	区分 1
消火、救助等	消防団員	区分 2
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分 3

新型インフルエンザ等対策ガイドラインから抜粋

(3) 住民接種

ア 種類

○ 臨時の予防接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定による臨時接種を行う。

○ 新臨時予防接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種を行う。

イ 対象者

住民接種については、市内の居住者を対象に原則として集団的接種により実施する。なお、長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児等についても接種対象者とするが、健康被害救済については、予防接種法第 15 条の規定に基づき、住民基本台帳の登録のある市町村となる。

## ウ 接種順位

パンデミックワクチンの供給開始から全国民分が供給されるまで、一定の期間を要するため、政府対策本部において、接種順位が決定される。接種順位の考え方は、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方などがある。

対象者を次の4つの群に分類し、国の決定を踏まえて、住民接種を実施する。

- 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

## エ 接種体制

ワクチンの大部分が大きな単位（10ml等）のバイアルで供給されることから、原則として、100人以上を単位とした集団的接種により実施する。

なお、小さな単位（1ml等）のワクチンは、妊婦や在宅医療の受療中の患者など、特に必要な者が利用するものとし、個別接種により行うことができる。

また、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

会場の確保や具体的な接種の手順については、国等の資料を参考にするとともに、市医師会等と連携を図りながら、あらかじめ計画しておく必要がある。

	臨時の予防接種	新臨時接種
根 拠 規 定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊 急 事 態 宣 言	あ り	な し
接 種 の 勸 奨	あ り	あ り
接 種 の 努 力 義 務	あ り	な し
実 施 主 体	市 町 村	
接 種 方 式	原則として集団的接種	
自 己 負 担	な し	あ り (低所得者を除き実費徴収可)
費 用 負 担 割 合	国 1/2、都 1/4、市 1/4	国 1/2、都 1/4、市 1/4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担	国 1/2、都 1/4、市 1/4	

## 6 医療

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

### (2) 医療提供体制

新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、施設等）を、効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備を行う期間にもなる。

具体的には、都が設置した新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は管轄の保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して新型インフルエンザ専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については新型インフルエンザ専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者が、都の新型インフルエンザ相談センターからの案内を受け新型インフルエンザ専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、新型インフルエンザ専門外来に指定されない一般医療機関においても、感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行

うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は都の新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。市は流行段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施)				すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	陽性 (+)		陰性 (-)		小児・重症患者 受入可能医療機関の確保			
		感染症指定医療機関		一般医療機関への入院又は自宅療養					

(3) 医療等の実施の要請等

都知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重な判断を要することに留意する必要がある。

また、当該要請等を行う場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとしている。

国と都は、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償される。

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、都知事が臨時に開設する医療施設において医療が提供される。

## 7 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限と出来るよう、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時に備えた事前の準備をするとともに、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

### (1) 市民生活の維持

#### ア 食料・生活必需品の安定供給

市民に対し、平常時から食料品・生活関連物資等の備蓄について推奨し、発生時には、購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

また、生活必需品の安定供給を図るため、国及び都において、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、安定供給並びに買占めや売惜しみにより価格が高騰しないよう、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて要請が行われる。

#### イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達や安否確認等について、地域の実情に即し、自治会等地域住民団体、ボランティア等に協力を依頼する。

#### ウ ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

#### エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

市民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう、都を通じて業務継続を要請する。

#### オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、市条例に

基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体からの感染を防止する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や市民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置が実施されるので、当該特例措置に基づく手続きを行う。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、遺体を一時的に安置するための臨時遺体収容所を確保し、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、市が実施している各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小するなど工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

## 8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を 100%維持することは困難になるが、市民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中する。

また、感染防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、防犯・防災機能を維持し、市民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

### (1) ライフライン機能の維持

市が運営する上下水道などのライフライン機能は、市民生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っているため、その機能を維持する。

このため、職員の感染予防策を徹底するとともに、事業継続に不可欠な業務要員について、経験者や退職者を活用するなどして確保するとともに、マスクなどの個人防護具等を計画的に備蓄する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関が提供するライフライン機能を継続するため、平常時に業務計画を策定し、業務を継続する。

### (2) 市民の安全・安心の確保

市民の暮らしの安全・安心を守るため、警察署、消防署、消防団等と連携し、防犯・防災機能の維持・継続を図る。

### (3) 市政機能の維持

#### ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して実施する業務を「新たに発生する業務」とし、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に整理する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

### <業務区分の考え方>

区分	考え方	主な業務（例示）
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
通常業務	B 継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市政業務維持のための基盤業務
	C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止するなど、工夫して実施する業務
	D 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務
		①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員 100% (左側)

職員 50% (右側)

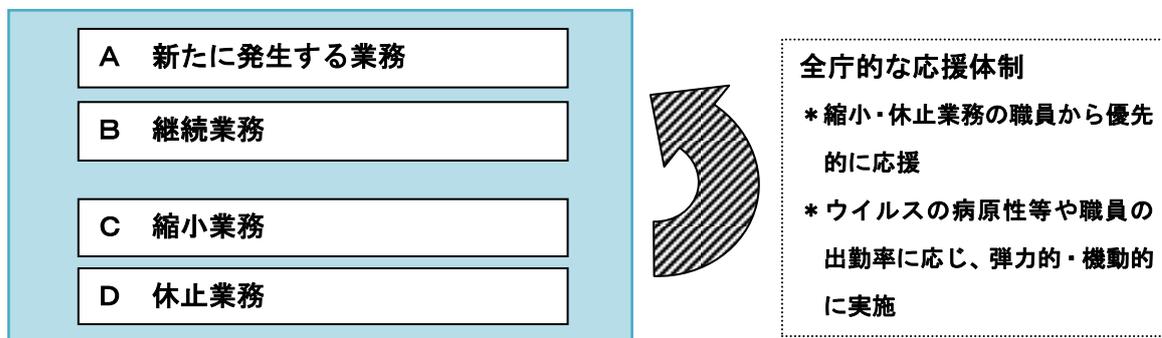
#### イ 事業継続と各部の応援体制

市は、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、東大和市事業継続計画（新型インフルエンザ編）（以下「BCP」という。）を策定し、業務を継続する。

また、保健衛生及び危機管理部門等、人員が不足する部に対しては、市対策本部体制の下、全庁的な応援体制により対応する。

応援を要請する部は、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル（仮称）」を作成する。

### <業務の整理と応援体制>



#### ウ 市庁舎での感染拡大防止策

市庁舎で感染が拡大しないよう、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、市民や事業

者に協力を依頼する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

都内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要性が生じた場合には、以下に示した対策（職員の健康管理・市庁舎内での感染拡大防止）を実践し、市民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

#### <市庁舎内での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は職場に準備した体温計で検温 ・発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市庁舎内店舗等への要請	・市庁舎内店舗や市庁舎に勤務する委託業者等に対し、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者の入庁制限や受付窓口に簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスク等を使用
配送業者への対応	・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限

#### エ 職員の健康管理

市職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

## ＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が対象区域を指定して緊急事態宣言（※1）を行ったときは、直ちに東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市対策本部を設置する。都知事は、国の基本的対処方針（※2）及び都行動計画に基づき、必要に応じ、以下の緊急事態措置を講じる。

緊急事態措置の実施にあたり、新型インフルエンザ等の感染拡大により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、特措法第38条に基づく事務の代行を都知事に対して要請する。また、特措法第40条に基づく応援を必要とする場合には、都知事等に対して応援を求める。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

### ※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

### ※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

## 1 感染拡大防止

### (1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、都知事が決定する。

市は、都が実施する感染拡大防止に関する措置について、適宜協力する。

#### ○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

### ○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

（病院、食料品店（百貨店の食料品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等）

### ○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことのできない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1,000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 都が行う措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

都知事は、特措法第 45 条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4) 実施方法

○ 都民

都知事は、特措法第 45 条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

○ 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

都知事は、特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示が行われた際には、その施設名が公表される。

○ 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

都知事は、特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の

使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条に基づき、指示を行う。

要請・指示が行われた際には、その施設名が公表される。

## 2 予防接種

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、市民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## 3 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、市と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## 4 市民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

### (1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

### (2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態に

において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る市民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、市民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

都は、緊急の必要がある場合に運送業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、都は必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた市民からの相談や情報を、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 都が行う物資の売渡しの要請等

都は、対策の実施に必要な医薬品、食料、燃料などの物資の確保にあたっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、当該物資等が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

また、都は、特定物資の確保のため緊急に必要な場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(8) 埋葬・火葬の特例等

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を確保する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

## 5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう、警察に対して要請する。